

Information

生活

春の火災予防運動

3月1日(水)～7日(火)

防火標語

あなたです
火のある暮らしの
見はり役



普及を図ります。

それにより、火災の発生
を防止し、高齢者等を中心
とする死者の発生を減少さ
せ、財産の損失を防ぐこと
を目的としています。住宅火災による死者の発
生防止対策は左のとおりで
す。火災が発生しやすい気候
となる時季を迎えるに当た
り、火災予防思想の一層の
確立を図ります。火災が発生しやすい気候
となる時季を迎えるに当た
り、火災予防思想の一層の
確立を図ります。火災が発生しやすい気候
となる時季を迎えるに当た
り、火災予防思想の一層の
確立を図ります。

住宅防火 いのちを守る7つのポイント

3つの習慣

- 寝たばこは、絶対にやめる。
- ストーブは、燃えやすいものか
ら離れた位置で使用する。
- ガスこんろなどのそばを離れる
ときは、必ず火を消す。

4つの対策

- 逃げ遅れを防ぐために、住宅用
火災警報器等を設置する。
- 寝具や衣類からの火災を防ぐた
めに、防炎製品を使用する。
- 火災を小さいうちに消すために、
住宅用消火器等を設置する。
- お年寄りや身体の不自由な人を
守るために、隣近所の協力体制を
つくる。

(海田地区消防組合)
(生活環境課)問合せ先
企画課
TEL 820-5602
(企画課)

届出が必要な土地の面積

市街化区域	市街化を除く 都市計画区域
2,000m ² 以上	5,000m ² 以上

一定面積以上の土地の売
買（予約を含む）などの取
引をした場合、権利取得者
は、契約締結日から2週間
以内に土地の所在する市町
を経由して、知事に届け出
ることが義務付けられています。

買（予約を含む）などの取
引をした場合、権利取得者
は、契約締結日から2週間
以内に土地の所在する市町
を経由して、知事に届け出
することが義務付けられています。

国土利用計画法では、土
地の投機的取引や地価の高
騰を抑制するとともに、適
正かつ合理的な土地利用の
確保を図るため、土地取引
について届出制を設けてい
ます。

一定面積以上の土地取
引には届出が必要です！

くわしい年金知識

ごぞんじですか？

た年金の請求書（「裁定請
求書」）や、「年金に関する
お知らせ」（ハガキ）が送付
されています。

年金を受け取るには、裁
定請求書を提出しなければ
なりません。平成17年10月
3日から年金を請求する方
の利便を図り、また年金の
請求漏れを防ぐために、受
給年齢を迎える方に社
会保険庁が基礎年金番号に
より管理している年金加
入記録等をあらかじめ印字し
ておきます。

年金裁定請求書の
事前送付について

問合せ先	受付時間
ねんきんダイヤル TEL 0570-1165	午前8時半～午後5時 (土・日・祝日を除く)

南社会保険事務所
住民課 保険年金係
TEL 253-7710
TEL 820-5604
(住民課)

交通事故などに遭ったら 国保へ届出を

交通事故に遭って、国民健康保険
や老人医療を使って医療を受ける際
は、必ず届出が必要です。次のような
場合は保険で治療が受けられなくなる
など、不利益になることがあります。
交通事故に遭って、国民健康保険
や老人医療を使って医療を受ける際
は、必ず届出が必要です。次のような
場合は保険で治療が受けられなくなる
など、不利益になることがあります。
交通事故に遭って、国民健康保険
や老人医療を使って医療を受ける際
は、必ず届出が必要です。次のような
場合は保険で治療が受けられなくなる
など、不利益になることがあります。

- ①届出が遅くなった。
- ②届け出る前に加害者から治療費を
受け取った。
- ③示談を済ませた。



問合せ先
住民課 保険年金 TEL820-5604
(住民課)

固定資産税土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧 固定資産課税台帳の無料閲覧

■土地・家屋縦覧帳簿の縦覧

とき 4月3日(月)～5月1日(月)
8:30～17:00(土・日曜、祝日を除く)
ところ 税務課

縦覧制度は、他者が所有する固定資産(土地・家屋に限る)と自己の固定資産の評価額等を比較することを目的としているため、次のとおり一定の条件が必要です。

縦覧できる方

- 熊野町の固定資産税(土地・家屋)の納税義務者(同居家族含む)
- 納税管理人
- 相続人(相続を確認する書類【除籍謄本等】必要)
- 法人(社印を押した委任状必要)
- ※代理は委任状が必要

縦覧できる内容

自己の固定資産及び自己の固定資産と同種の固定資産(土地・家屋)で他者が所有するもの(複写による交付不可)。

※縦覧帳簿には所有者の情報等はありません。

手続上の持参物

平成18年度の納税通知書、課税明細書又は運転免許証、健康保険証等身分を証するもの

平成18年度の固定資産税に係る「土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧」と「固定資産課税台帳の無料閲覧」を次のとおり実施します。

■固定資産課税台帳の無料閲覧

無料閲覧日程

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧日程に同じ。
閲覧できる方

- 土地・家屋価格等縦覧帳簿を縦覧できる方(償却資産所有者を含む)
- 借地借家人(対価を支払っている方に限る)
- ※代理は委任状が必要

閲覧できる内容

自己の固定資産課税台帳(名寄帳)の登録事項(複写による交付はコピー代がかかります)。
※借地借家人の方は、当該借地借家人にかかる固定資産に限ります。

手続上の持参物

土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧の要件に同じ。
※借地又は借家人の方は、先の身分を証明する物に加え、賃借に係る契約書又は対価に係る領収書等が必要です。

その他

この無料閲覧期間を除くその他の期間での閲覧は、全て有料です。

問合せ先 税務課 固定資産税係

TEL820-5603

(税務課)

アドバイス

レンタルビデオ会員証の管理は契約者自身にあり、

相談者に責任があると認められるため、支払いを拒否することは困難です。

ただし、店から「債権を譲渡した」という通知を受けていないれば、債権回収業者からの請求に応じる必要はありません。

延滞料として店が請求できるのは、「平均的な損害額を超えない金額」(消費者契約法)と考えられま

る。ただし、店から「債権を譲渡した」という通知を受けていないれば、債権回収業者からの請求に応じる必要はありません。

ただしこれは、債権回収業者からの請求に応じる必要はありません。

ただしこれは、債権回収業者からの請求に応じる必要はありません。